

# 大阪大学図書館報

Vol.29 No.3 Dec. 1995 (平成7年) 通巻120号

## 目次

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ○法学研究におけるインターネットの利用 | ○シンポジウム等 |
| ○建築の公共性を考える         | ○日誌      |

## 法学研究におけるインターネットの利用

指 宿 信

### 1 法律学にとってのインターネット

法律学にとってインターネットを語る場合、二つの側面がある。ひとつは、研究の道具としてのインターネットであり、もう一つは研究対象としてのインターネットである。本稿は前者に対象を置く。しかし、今後、インターネット上で発生する様々な紛争解決に、法律学がどのように寄与できるかは重要な課題になると考えられる。周知のことだが、インターネットは中央集権的管理機構を持たないので、言わば自然的な秩序で維持されている特殊な世界である。ネチケットと呼ばれるマナーやルールはあっても強制力はない。実際にはインターネット上では現実世界で法律の規制対象とされている行為が野放しであり、十分な対応が取られているとは言いがたい。ここでは、こうしたテーマの存在にだけ触れておくことにする。

### 2 一次資料の探索

#### ー1 法律

法律学の基礎は何と言っても法律の条文に求められる。我が国の法律については、学術情報センターのサービスするNACSIS-IRに「現行法令データベース (LAW)」があり、TELNETを使って条文検索をすることが出来る。多くの国では憲法が最もインターネットで公開されているが、より広い範囲で無料で条文を公開する国には、たとえばオーストラリア (連邦法) などがある。現在、インターネット上で最も法情報の提供に力を入れているのは、アメリカである。たとえば、インターネット上には、合衆国法令は言うに及ばず、行政規則まで公開されていて、更に議会で審議中の法案まで参照できるようになっている。また、州レベルでも、かなりの州がWWWやGopherを通して立法過

程を含めた条文公開を実施している。たとえば、豊富な情報サービスを誇る合衆国議会図書館は、各サイトの提供する連邦法令をGOPHERスペース上でリンクする。telnet://marvel.loc.gov

## － 2 判例

現在、我が国ではインターネット上で判例をサービスすることは商用も含めておこなわれていない。アメリカでは、既に1991年から、プロジェクト・ヘルメスという合衆国最高裁判例の判例要旨・判例全文の無料提供が始まっており、判決数時間後には誰でもインターネット上で判決文を読むことができる。また、簡単ながらいくつかのサイトでは、このデータを検索することもできる。図1は、コーネル大学のサイトである。http://www.law.cornell.edu/supct/ここでは、要旨に対するキーワード検索とアルファベット索引が用意されている。

この他、連邦では高等裁判所のうち、ほとんどが何らかのサービスを実施しており、州レベルでもいくつかの州の最高裁判例が提供されている。ニュー・ヨーク州ではハイパー・テキストで提供されているので、非常に便利である。

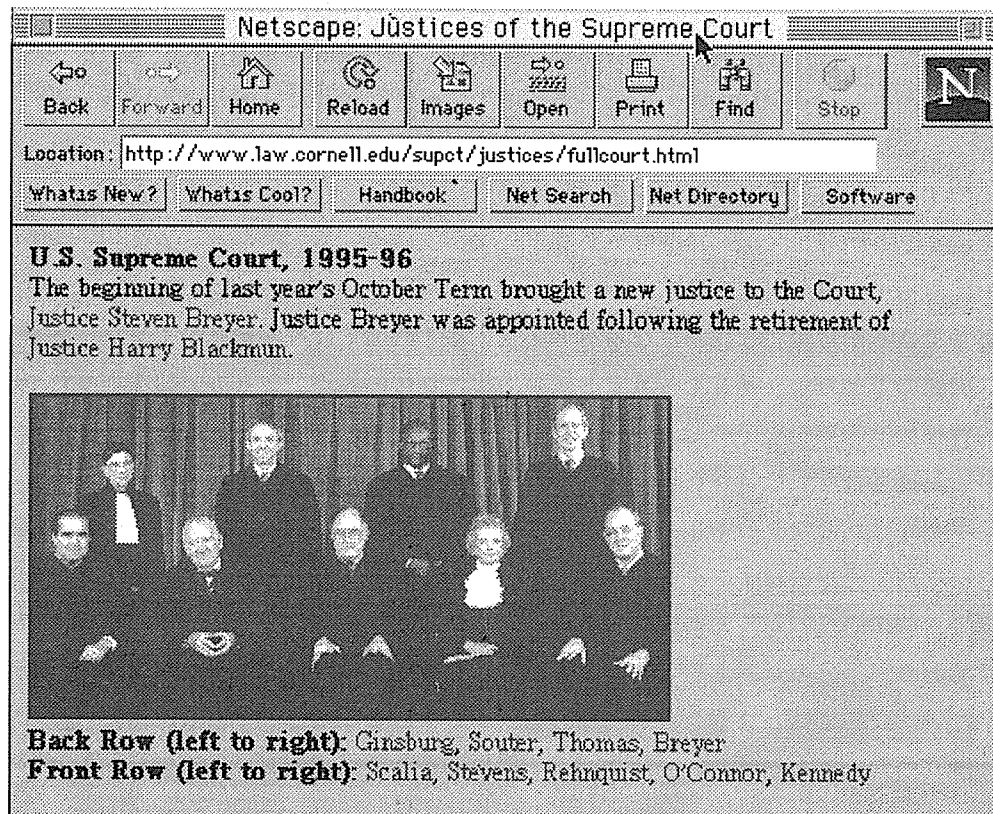
その他、カナダ最高裁やオーストラリア最高裁、南アフリカ憲法裁判所、ドイツ連邦最高裁、イタリア最高裁などの判決要旨がインターネット上で見ることが出来、その国を専門に研究している者にとっては非常に有益な情報源となっている。

## － 3 政府情報

アメリカ連邦政府は、法律で情報公開を促進することが定められ、その手段としてインターネットが積極的に利用されている。我が国の各省庁でもWWWが展開されているが、そこで提供されている内容は雲泥の差がある。たとえば、アメリカの司法統計は、http://ncjrs.aspen.sys.com:81/1/new2/statisti.htmlから入手することができるが、従来中心であったテキスト・ベースのデータ提供から、図1のようなオンライン・パブリッシュ形式による提供に移行している。これは1993年の連邦管轄の重罪量刑統計に関する司法省のブルティンで、ハードコピーは冊子体と変わらない(Adobe Acrobat File)。

公開されている情報も、統計や報告書に限ら

図1



U.S. Department of Justice  
Office of Justice Programs

図 2

## Bureau of Justice Statistics Bulletin

January 1995, NCJ-151167

# Felony Sentences in State Courts, 1992

By Patrick A. Langan, Ph.D.  
and Helen A. Graziadei  
BJS Statisticians

In 1992 State courts convicted nearly 900,000 adults of a felony. Forty-four percent of convicted felons were sentenced to a State prison, and 26% were sentenced to a local jail (usually for a year or less). The remaining 30% were sentenced to straight probation with no jail or prison time to serve. These findings come from a survey that is done every 2 years and that provides the only detailed description of the sentences felons receive in State courts nationwide.

### National Judicial Reporting Program

The National Judicial Reporting Program (NJRP) compiles detailed information on the sentences and characteristics of convicted felons. Previous surveys of felony sentencing in State courts were conducted in 1986, 1988, and 1990.<sup>1</sup>

<sup>1</sup>See *Felony Sentences in State Courts, 1986*, NCJ-115210, February 1989; *Felony Sentences in State Courts, 1988*, NCJ-126923, December 1990; and *Felony Sentences in State Courts, 1990*, NCJ-140186, March 1993.

### Highlights

- State courts convicted 893,600 adults of a felony in 1992.
- From 1988 to 1992 the volume of felony convictions rose 34%. Convictions rose the most for aggravated assault (up 57%) and drug trafficking (up 53%).
- The growth in convictions outpaced that in adult arrests. Despite the relatively large increase in convictions, processing was not slower in 1992 than in 1988. In both years average elapsed time from arrest to sentencing was around 7 months.
- The proportions of felons sentenced to incarceration or probation in 1992 were generally unchanged from 1988. Prison sentences accounted for 44% of felony sentences in both years.
- Drug traffickers (19%) and drug possessors (12%) together made up 31% of felons convicted in State courts in 1992. Violent offenders — consisting of murderers (1%), rapists (2%), robbers (6%), assaulters (7%), and others convicted of a violent crime (2%) — made up 18%. Burglars (13%) and larcenists (13%) made up most of the rest.
- State courts sentenced 44% of convicted felons to a State prison, 26% to a local jail, and 30% to straight probation with no jail or prison time to serve.
- State courts sentenced to death 2% of those convicted of murder.
- Felons sentenced to a State prison in 1992 had an average sentence of 6½ years but were likely to serve roughly a third of that sentence — or about 2½ years — before release, assuming that current release policies continued.
- The average sentence to local jail was 7 months. The average probation sentence was about 4 years. In addition, a fine was imposed on 18% of convicted felons, restitution on 16%, community service on 6%, and treatment was ordered for 7%.
- Of the total number of convicted felons in 1992, 92% had pleaded guilty to their crime. The remaining 8% had been found guilty at trial.
- Nationally, of the felons convicted in 1992, 52% were white, 47% were black, and 1% were of other races.

ず我が国の官報にあたる連邦公報 (Federal Register) など圧倒的な量である。ただ、それでも全ての情報がインターネットにあるというわけではなく、たとえば議会関係情報のうち約7%しかインターネットに登場していないと言われており、研究者はデータ入手の範囲に留意しておく必要がある。

それ以外の国では、カナダ、オーストラリアあるいはEUなどで、各種委員会の報告書やリサーチ・ペーパーなどが公開されている。またイギリスのように、原報はサービスされていないが、目録の提供が充実していて、請求すれば冊子体を無料で送付する方法をとる国もある。

### 3 二次資料の探索

紙幅の関係で二次資料についての詳細は割愛する。有名なCARLの提供するUn Coverは英語系論文の雑誌記事データとして貴重だが、

アメリカ以外の国については、各国の大学や公共図書館のOPACが書籍データとして重宝する。研究対象の国の図書館にTELNETでアクセスし、キーワード検索で書籍を探すのはサーチの第一歩である。

また、各国の新聞・雑誌などもインターネットで講読可能であり、その中には無料のものも多く、研究対象の国で、特定の法律問題に関する議論をフォローしたい場合など便利である。しかしながら、無料サイトはデータの蓄積という点では不十分なので、現状では、過去の記事検索にはやはり商用データベースの利用が欠かせない。

### 4 まとめにかえて

これまで記してきた利用法は、無料による公的情報が中心であったが、インターネットをアクセス・ゲイトとして、それぞれの国の法律関

係の商用データベースを利用することも可能となっていて、これまで難しかった諸外国の情報入手はかなり容易になっている。アメリカのLEXISやWEST-LAW、ドイツのJURIS、カナダのQuick Law、ロシアのKodeks、フランスのMinitelなど、わざわざ渡航しなくても得られる情報源は増えている。また、筆者は、インターネット経由でアメリカの商用パソコン通信網の代表であるAmerica Onlineを利用している。これは、インターネットのニュースグループなどよりもずっと広いすそ野を持っており、市民生活に密着していること、インターネットであること、ニュース記事や雑誌記事などのサービスが豊富でグラフィカルなこと等利点が多い。(図3はメイン・メニューと記事画面)

このように世界中の法情報の入手は非常に便利になった一方、我が国の法情報サービスは、おそまつ、貧困の域を出ないという感をますます強くする。情報インフラストラクチャーの整備を言うには、まず政府が率先して法律や判例といった公的データの《無料》提供を速やかに

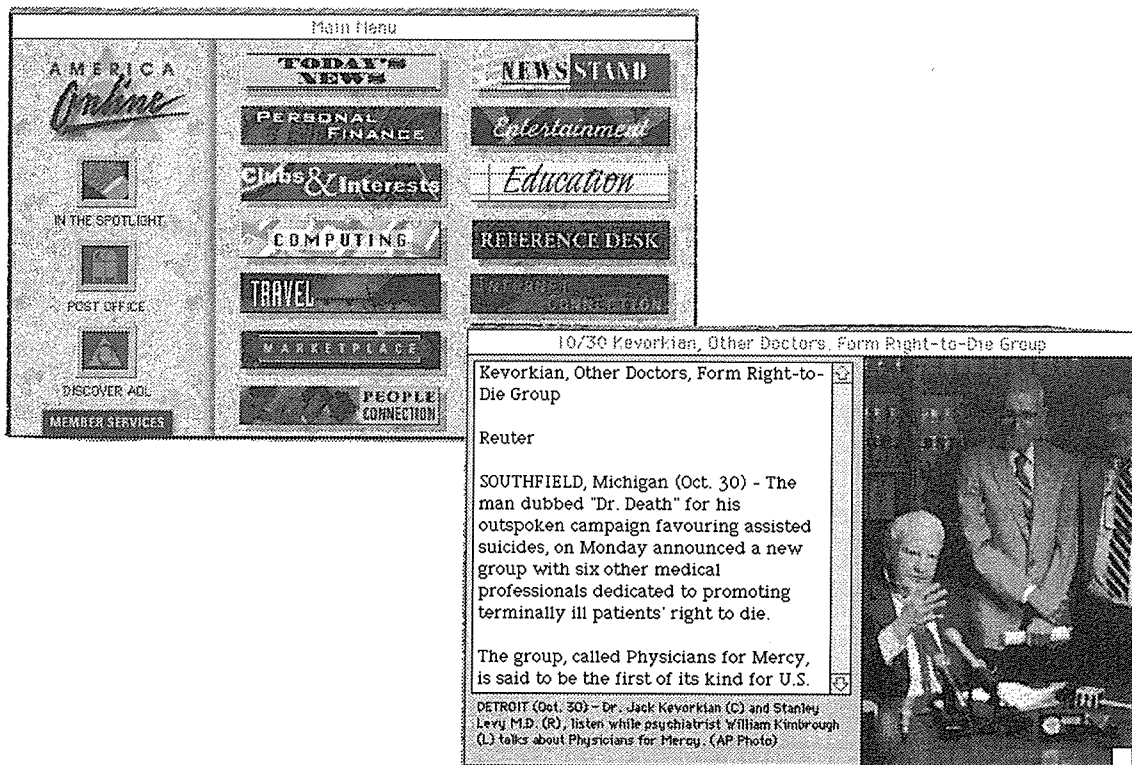
実施する責務があるように思われる。

もっとも、現時点でわが国の法学研究者がインターネットのメリットを認識し、十分に活用しているとは言いがたい。また、情報収集にとどまらず、発信までおこなっているのは数えるほどである。先般、わたしの本務校の研究会が実施した実態調査では、未だ20%程度の利用に留まっている。今後、若い世代を中心に研究や教育にインターネットが活用されることが望まれるが、まだまだ設備投資や人材の確保に障害が多いのが現状と言えよう。

※ 本稿に関する詳細は、指宿・米丸「インターネットにおける法情報の現状とその利用(1-5・完)」法律時報1995年8月-96年1月を参照されたい。また、「法学研究者におけるインターネット利用実態調査」については、鹿児島大学法学論集31巻2号(1996/3発行予定)に掲載される予定である。本稿執筆に当たって、法学部法情報室の養老真一助手のご協力をあおいだ。記して感謝申し上げる次第である。(完)

(法学部内地研究員 いぶすき まこと)

図3



## 建築の公共性を考える

—— 建築にとって何が大切か ——

吉村英祐

### 建築の三要素

紀元前1世紀頃の古代ローマの建築家 Vitruvius は彼の著書「建築十書」の中で、「建築は fimitas（強），utilitas（用），venustas（美）の理が保たれるように造られるべきである」と述べている（建築の三要素）。また、近代建築の先駆者である Otto Wagner（1841-1918）は、「強・用は、単なる美の傍観者でなく、美を支配してそれと一者をなすものである」と語っている。21世紀まであと5年に迫った今日の建築には、これらに加えて「維持

大学図書館では図書被害がなかったが、明治大学図書館や東京商科大学図書館では貴重な書籍を多数焼失した。特に東京帝国大学では図書館に猛火が侵入し、幕府資料等76万冊余りを焼失し、わずかに1万冊を残すのみという壊滅的な被害を受けた。

阪神・淡路大震災では図書館の図書焼失こそなかったが、書架や家具の倒壊や図書の散乱が激しく、図書館の地震対策の甘さが露呈した。ただし図書館建築は、もともと設計荷重が非常に大きいので構造的に強くつくられており、設



写真1 崩壊した公共建築（神戸市立西市民病院）

管理のしやすさ」「人にやさしい建築」「地球環境にやさしい建築」が求められている。

近年は「強」よりも「美」が建築の評価基準になり、バブル期にはその傾向が特に顕著であったが、今回の阪神・淡路大震災では、建築のデザインが力学的法則に逆っては成り立たないことを改めて思い知らされた。

### 地震による公共建築の被害

大正12（1923）年の関東大震災では、上野図書館、日比谷図書館、早稲田大学図書館、中央

計・監理水準も高いため、地震により全壊したものはなかった。なお、図書館以外の公共建築も、以下のように甚大な被害を受けている。

〔病院〕神戸市立西市民病院の5階が崩壊（写真1）。停電、断水、高架水槽破損等、設備被害による機能停止多数。

〔庁舎〕神戸市役所1号館傾斜、2号館層崩壊。各庁舎は避難所に指定されていないが、地震直後から詰めかけた避難者にスペースを提供したため、庁舎機能が制限された。災害対策本部、自衛隊本部、ボランティア本部、救護所などが

設置され、災害救援活動の拠点としても機能した。

〔ホール・劇場〕スプリンクラーヘッド破損による水損、ピロティ崩壊、玄関ロビーのガラス破損、地盤の液状化による浸水、吊物機構の被害、音響反射板の落下、映写機の転倒、シャンデリアの被害。

〔学校〕地震直後から被災者が避難してきたため、当初は大混乱。教室が避難所になりプレファブ校舎で授業のところも。避難・救援拠点として使われた。半年以上も避難所になる学校もあるなど、学校の機能が完全に回復するのにかなり時間がかかった。



写真2 地震に耐えた戦前の公共建築（御影公会堂）

#### 建物はなぜ地震で壊れるのか

現在の耐震基準は1981年に強化され、耐震性は相当高くなっているが、阪神・淡路大震災では住宅やビルに大きな被害をもたらした。その理由としては、①1981年以前に建った建物がまだ多く残っていた ②平面のバランスが悪い、部材が細い、接合が弱い、筋違いの入れ方や量が合理的でないなど、耐震設計自体に問題があった ③旧耐震規定がそもそも甘かった ④建築家が耐震性よりもデザインを重視する傾向があった ⑤構造計算の自動化により構造設計の本質が失われてしまった ⑥施工不良・メンテナンス不良（腐食、シロアリ）が多かった 等が考えられるが、戦前の建築でも、しっかりつくら

れたものは地震に強かった（写真2）。

#### 建築技術者の社会的責任

建築技術者は、今回の地震により社会的責任が問われている。それは、①構造計画よりもデザインを優先しすぎてこなかったか ②建築教育において構造が正当に位置づけられていたか

③最低基準を定めたにすぎない建築基準法の規定を標準と誤解していなかったか ④設計図通り施工していたか ⑤完成後の維持管理まで考えて設計していたか 等についてである。その一方で、地震の恐ろしさを知らない世代が大半を占めるようになり、「耐震性」よりも「快

適で明るく開放感のある」デザインを求める社会になっていた面も否定できない。

#### 災害の教訓を生かす努力

人間は忘れる動物である。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」「災害は忘れた頃にやってくる」と言われるように、同じ被害が何度も繰り返されるにもかかわらず、教訓が生かされていない（注1）。木造住宅の耐震上の問題点、公園や樹木の重要性などは、関東大震災の時にすでに言われていたことである。また関東大震災の直後、「次の地震は大阪なり」と大きく新聞報道され、大阪市民は寝るときも貴重品を枕元に置いて、いつでも逃げ出せる準備をしていたという。実



際、昭和11（1936）年河内大和地震、昭和19（1944）年東南海地震、昭和21（1946）年南海地震と、大阪でも震度4～5クラスの地震が相次ぎ、決して地震が少ないとは言えないのだが（注2）、戦中戦後の大混乱に加え、戦後に超大型台風が相次いで阪神地方を襲ったこと、戦後の地震空白期がたまたま高度経済成長期と一致したことなどから、「関西には地震が来ない」という神話ができてしまったようである。なお記録を調べると、昭和44（1969）年4月9日に岐阜県を震源とするM6.6の地震があり、大阪でも震度4の揺れがあったそうであるが、覚えている人はどれだけいるだろうか。

結局、過去の災害記録に残された貴重な教訓は生かされてこなかった。だが今度こそは、後世に震災体験を伝えていかねばならない。その意味でも、被災地の図書館には、災害に関するあらゆる記録を収集・保存し、公開していただきたい。また、地震に強い建築をつくることは結局、建築の原点に戻った質の高い建築をつくることである。図書館を初めとする公共建築には、特にその社会的要請が高まるであろう。図書館の建設・運営に携わる方々の一層の努力を、心より期待している。

注1 「東京震災記」に書かれた関東大震災（原文のまま）

三

『何しろ、一番先きに水道が駄目になつちやたんですからね？（中略）焼け放題に焼けて行つたんですから……』

『矢張、井戸を埋めたのがわるかつたんだな！』

『文明の利器だなんて言つたつて、自然に逢つては小さなもんですよ。水道も、瓦斯も、電気も、何も彼も一度で役に立たなくなつて了つたんですからね……。不思議な気がしますね！』

一七

私は安政の地震の時をくり返した。（中略）何うしてかう人間は忘れっぽいのだらう？ 何うしてか

う人間はぢき大胆になるのだらう？ その時のことを考へて、火除地などをもつと十分に整理して置けば、決して今度のやうなことはなかつた筈であつたのに……。否、現に私が覚えてからも、まだあちこちに、そのための火除地が残されて置かれてあつたのに……。それなのに、何時誰がそれを元のやうな人家にして了つたのか。通れる路もないやうな市街地にして了つたのか。私はこんなことを思ひながら、長い間じつとそこに立ち盡してゐた。

二七

そこは依然としてもとの東京駅であつた。（略）

《矢張本当に力を入れたものか、何うかといふことは、かういふ非常の時にわかるんだ。本ものはびくともしないんだ。》かう私は口に出して言つた。私はじつとして立つてそれを眺めた。

\* 田山花袋著、大正13年刊（1991年博文堂新社より復刻）

注2 大阪で震度5以上の揺れを感じた主な地震

発生年月日	地震名	マグニチュード	大阪の震度
1854. 7. 9	安政夏地震	7.0	5～6
1854.12.23	安政東海地震	8.4	6
1854.12.24	安政南海地震	8.4	6
1891.10.28	濃尾地震	8.0	5
1909. 8.14	江濃(姉川)地震	6.9	4～5
1927. 3. 7	北丹後地震	7.5	5
1936. 2.21	河内大和地震	6.4	4～5
1944.12. 7	東南海地震	8.0	4～5
1946.12.21	南海地震	8.1	4～5
1952. 7.18	吉野地震	7.0	4～5
1995. 1.17	兵庫県南部地震	7.2	4～5

（工学部助教授 よしむら ひでまさ）

この記事は、第8回国立大学図書館協議会シンポジウムの講演を講演者自身がリライトしたものである。

## ■■■■ シンポジウム等 ■■■■

### 第8回国立大学図書館協議会シンポジウム（西地区）

同シンポジウムは国立大学図書館協議会と大阪大学附属図書館との共催で10月5日・6日、大阪大学銀杏会館において開催された。テーマは「大学図書館における防災・安全管理と緊急事態への対応について」。44人の参加があった。講演のほか、神戸大学、神戸商船大学の図書館から阪神・淡路大震災の事例が、また大阪大学からは平成6年の集中豪雨の事例が報告された。

### 平成7年度近畿地区国公立大学図書館協議会主題別研究集会

同協議会と大阪大学附属図書館との共催で10月13日、生命科学分館で開催され、国公立大学図書館の職員74人の参加を見た。「情報システ

ムの統合を目指して一図書館は蘇ることができるか」をテーマとした郷端清入氏（立命館大学総合情報センター次長）の講演には、積極的な質問があり、この問題に対する関心の高さが示された。

### 平成7年度大学図書館職員講習会

同講習会が文部省と大阪大学附属図書館との共催で11月7日から10日の間、大阪大学コンベンションセンターにおいて開催され、国公私立大学図書館から中堅職員90人の参加を見た。図書館をめぐる諸問題に関連した12の講義、附属図書館生命科学分館の見学のほか、「図書館における情報サービスの充実について」をテーマとして講習会参加者による活発な共同討議がもたれた。

## ■■■■ 日 誌 ■■■■

H 7. 9. 5	図書館情報システム特別委員会目録システム専門委員会	(京都大学)
9.26	吹田地区運営委員会	(吹田分館)
9.28~9.29	日本図書館協会大学図書館研究集会	(東京学芸大学)
10. 3	生命科学分館図書館選定小委員会	(生命科学分館)
10. 4	図書館情報システム特別委員会 I L L システム専門委員会	(生命科学分館)
10. 5~10. 6	国立大学図書館協議会シンポジウム	(銀杏会館)
10.11	豊中地区図書選定小委員会	(本館)
10.13	近畿地区国公立大学図書館協議会主題別研究集会	(生命科学分館)
10.16	図書館情報システム特別委員会目録システム専門委員会	(京都大学)
10.18	国立七大学附属図書館部課長会議	(東北大学)
10.19	国立七大学附属図書館協議会	(東北大学)
10.20	日本医学図書館協会理事会	(東邦大学)
10.31	国立大学図書館協議会理事会	(名古屋大学)
11. 6~11.10	漢籍担当職員講習会	(京都大学)
11. 7~11.10	大学図書館職員講習会	(コンベンションセンター)
11. 8	学術雑誌総合目録と文編1996年版全国調査説明会	(京都大学)
11.13	本館新築計画検討ワーキング・グループ	(本館)
11.20	図書館広報委員会	(本館)
11.22	図書館情報システム特別委員会 I L L システム専門委員会	(生命科学分館)
11.29	総合目録委員会	(学術情報センター)
11.30	図書館情報システム特別委員会次期電算化システム専門委員会	(東京大学)